

利用料無料

マンションの運営にお困りの皆様へ

お住まいのマンションの理事会等に専門家を派遣します

～こんなときにご利用下さい～

- ・大規模修繕の時期だが、どのように進めていけばいいのか分からない
- ・管理費を滞納している住人がいるが、何もしていないようで不安だ
- ・理事をやる人がいなくて困っている。何かいい方法はないか
- ・管理組合がないが新たに立ち上げたい
- ・管理規約や使用細則の中身を専門家にチェックしてもらいたい



対 象

- ①分譲マンションの管理組合（台東区マンション管理組合登録制度に登録している又は登録すること）
- ②賃貸マンションの個人所有者で前年度の住民税を滞納していない方

相談内容

お住まいのマンションで開催される理事会や勉強会に専門家（マンション管理士か一級建築士）を派遣し、以下のような相談について基礎的な助言や情報提供を行います。

- ・総会・理事会の運営、管理規約に関すること
- ・住人の騒音・生活マナーに関すること
- ・修繕積立金・管理費・滞納に関すること
- ・大規模修繕の進め方、建物・設備の不具合等に関すること
- ・管理会社との関係、管理委託契約・瑕疵担保責任に関すること

※以下のような相談は対象外です。詳しくはお問い合わせください。

業者の紹介、耐震、修繕等に見積作成業務、管理規約の作成等の書類作成業務、建物診断業務、測定器による建物の精密測定、管理組合や区分所有者間の紛争の解決や権利調整

派遣回数

同一マンションで年1回（2時間）まで。

平成30年度の予定件数 10件（先着順で受付し、予定件数に達し次第終了します）

利用料 無料（資料代や会場費が必要な場合は管理組合が実費を負担下さい）

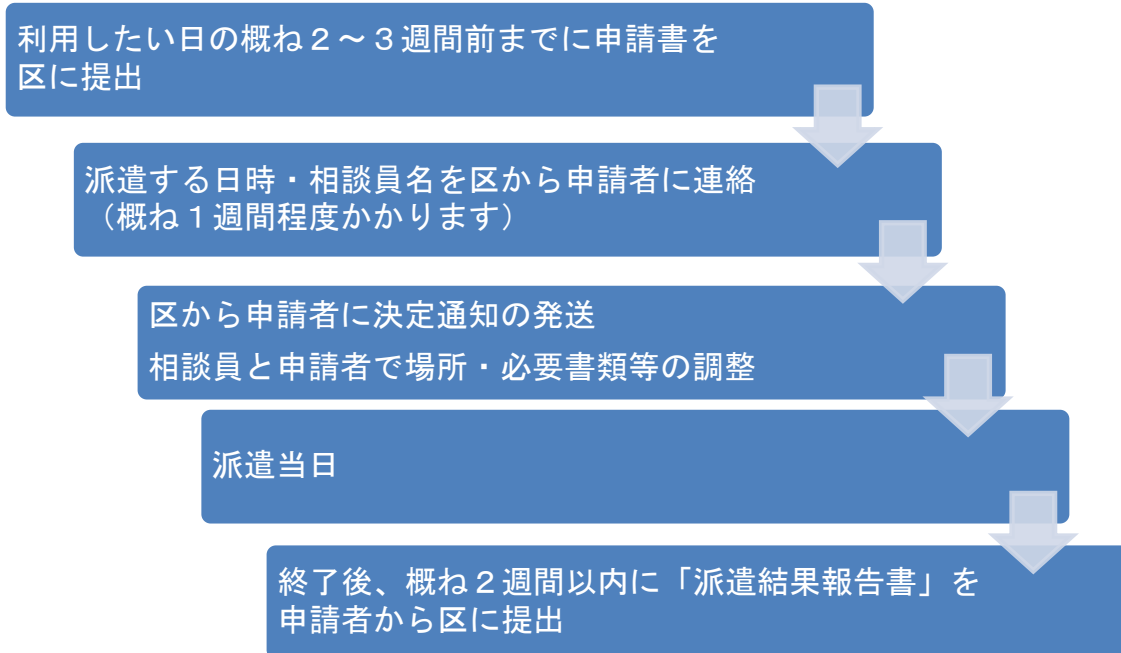
※派遣先の会場は相談対象のマンション又はその近く（区内）とします。

問い合わせ 台東区 都市づくり部 住宅課 マンション施策担当（台東区役所5階10番）

電話 5246-1468（直通）

(裏面もご覧ください)

利用の流れ



その他

- ・管理組合等の団体を対象にしていますので、個人で相談希望の場合は、住宅課で年7回実施している「マンションよろず相談室」をご利用下さい。
- ・申請は原則理事長となります。理事長以外の方からの申請は委任状が必要です。管理組合のないマンションはご相談下さい。
- ・この派遣制度は、マンション管理士等が管理組合等に対して、助言を行うもので、問題解決を行うものではありません。助言の内容について、法的な責任を負うものではありませんので、予めご了承ください。

Q & A

Q 1 マンションアドバイザー利用助成制度を既に利用しましたが、この派遣制度も利用できますか？

A 1 可能です。

Q 2 マンションアドバイザー利用助成制度との違いは？

A 2 マンションアドバイザー利用助成制度は公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが実施しているアドバイザー制度を利用し、派遣料を支払ったマンションに対して、区が派遣料全額を助成する制度です。一方、相談員派遣制度は、区が相談員に直接支払をします。管理組合としての利用料の支払いはありません。また、マンションアドバイザー制度は相談できる内容に応じて、コースを選択しますが、相談員派遣制度では1回で複数の内容を相談することが可能です。(ただし1回あたり2時間ですので、内容によっては複数の相談ができない場合もありますので、ご了承下さい。)